

愛川町監査委員公表第1号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和6年2月8日

愛川町監査委員 小林 晴 男

愛川町監査委員 阿 部 隆 之

## 1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項による監査）

## 2 監査の実施期間

令和6年1月29日から2月7日まで

## 3 監査の対象及び方法

総務部総務課、企画政策課、財政課、行政推進課、管財契約課、税務課、会計課、議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局所管の令和5年度予算の執行等財務に関する事務並びに分掌事務、職員の配置状況、重点事業計画とその進捗状況及び実績、負担金、補助金、交付金、使用料等、公金の取り扱い、公有財産の増減、行政財産の目的外使用の執行等（令和5年4月1日から令和5年12月31日まで）について、抽出により審査し、併せて現地調査を実施した。

## 4 監査の手続き

愛川町監査基準（令和2年監査告示第1号）及び令和5年度監査等年間計画等による

## 5 監査の結果

総務部総務課、企画政策課、財政課、行政推進課、管財契約課、税務課並びに会計課、議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局

おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、事務執行上留意すべき事項は、文書及び口頭により指導した。

## 6 意見

### （1） 企業版ふるさと納税について（企画政策課）

町では、地方創生事業の充実・強化を図るため、寄付を行った企業（本町に本社を有しない）の法人住民税等が軽減される「企業版ふるさと納税」を令和5年4月からスタートさせました。

周知については、ホームページに加え、本町に関わりのある企業へ、お知らせやチラシを送付したほか、関わりが深い企業には電話や訪問をし、事業の周知に努められており、現在のところ、1件の申し込み相談を受けているとのことでした。

「企業版ふるさと納税」は、「社会貢献による企業のイメージアップ」のほか、「町ホームページや広報紙での企業PR」など、企業においてもメリットがありますので、引き続き、より効果的な周知方法を検討され、地方創生事業の充実に向け、「企業版ふるさと納税」の促進に努められたい。

(2) あいかわ町民活動応援事業について(行政推進課)

町では、町民の皆さんが自主的・自立的に行う公益的な活動を行なう団体に対して、補助対象経費の80%(上限額30万円)を補助しています。

この補助事業により公益活動に興味を持ち、制度開始の平成20年度から60団体が採用され、このうち「町民活動サポートセンター」に登録した団体もあるとのことでした。

引き続き、町民の積極的な公益活動を支援していただき、団体活動の育成と活性化に努められたい。

(3) 自家用電気工作物の保安管理業務について(管財契約課)

現在、役場庁舎及び福祉センター、小中学校など19施設における「自家用電気工作物の保安管理業務」については、「施設の建築当初から一般財団法人 関東電気保安協会が請け負っており、専門的知識・技術を有し、当該施設の電気設備を熟知しているため、同協会と契約することにより、周辺区域に停電等の危険が及ぶような重大事故等の発生を抑制できることから、地方自治法施行令に基づき、特命随意契約(1社随意契約)により事業を執行している」とのことでした。

しかしながら、各施設の自家用電気工作物には、PAS(気中負荷開閉器)が設置されているため、周辺区域に重大な影響を及ぼす停電事故が発生する危険性は低いものと考えられます。また、他自治体では、当該業務を競争入札や複数者から見積書を徴取した上で随意契約をしている事例がありました。

自治体においては、請負等の契約をする場合は、競争入札によることが原則とされており、例外として地方自治法施行令において随意契約とすることができる要件が定められておりますことから、他自治体の事例を参考とするなどし、競争の原理を踏まえた事業執行を検討されたい。

(4) 公用車(議長車)賃貸借(再リース)について(議会事務局)

議会事務局では、議長車の長期継続(5年間)の賃貸借契約が令和5年8月9日で満了となることから、翌日の8月10日から2年間の長期継

続契約を結ぶため、令和5年度当初予算に月額48,070円を計上した。

しかしながら、「愛川町長期継続契約とする契約を定める条例に関する事務取扱要領」では、「リース切れした物品の再リース」は長期継続契約（2年間）の対象とならないと定められていることから、事業執行の段階で管財契約課から単年度契約（1年間）にするよう指導を受けた。

その後、単年度契約用の見積書を徴取したが、月額が51,700円で、予算より月額3,630円多く、不足が生じ流用することとなった。

今後は、事前に規則や条例、関係法令を確認し、適切な予算計上や事業執行をされたい。

#### (5) 年次有給休暇の取得について（全庁）

年次有給休暇の取得については、監査対象課等における所属職員の休暇取得状況を確認したところ、全体の57パーセントにあたる37人の職員の取得日数が5日未満と少ない状況でした。

そのため、各所属長におかれましては、自らが率先して休暇を取得するとともに所属職員の健康管理に十分留意され、職員が心身のリフレッシュを図れるよう、休暇を取得しやすい職場環境づくりに努められたい。

また、職員を管理する総務課におかれましては、働き方改革を推進する中、例えば、全職員に対し、年次有給休暇の最低取得日数を定め、取得を奨励するなど、組織全体の課題として捉え、全庁的な取り組みを検討されたい。